

広島県青少年問題協議会運営規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十三号

広島県青少年問題協議会運営規則を廃止する規則

広島県青少年問題協議会運営規則（昭和二十九年広島県規則第五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。